

令和3年3月玉川村議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 4号 | 玉川村自転車等放置防止条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 玉川村観光物産協会運営資金貸付条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 玉川村学校給食センター設置条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 玉川村課設置条例の全部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 玉川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 玉川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 玉川村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 玉川村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 玉川村公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和2年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和2年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）について |

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主査	大竹絵美子
------	------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	塩澤理博君
住民課長	塩田敦君	税務課長兼 会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	溝井浩一君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	須釜信一君
公民館長	小針武彦君		

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第4号 玉川村自転車等放置防止条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、塩田敦君。

〔住民課長 塩田 敦君登壇〕

○住民課長（塩田 敦君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 村長の責務、第3条、この中に「必要な施策の実施に努めなければならない」とありますが、必要な施策とはどのような施策でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田 敦君） ただいまのご質問、第3条に記載されてあります村長の責務でございます。「自転車等の放置の防止に関し必要な施策の実施に努めなければならない」とい

うことの具体的なものはということのご質問でございます。

こちらは、公共の場所等において駐輪場を設けまして、そちらのほうに利用者に止めていただくというようなことを想定してございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 目的の、第1条に表現されている内容に反するところがあるというようなことで、今回条例が制定されるのかというふうに解釈しますが、具体的にどのような状況に今あるのか、現状について、例えば箇所でもいいですけれども、それをお知らせ願いたいと思います。

それから、11条に新たに駐輪場を設置するというような表現でございますが、どこにどのくらいの規模のものを設置するのか伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田 敦君） ただいまの大和田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1条の目的に記載されております具体的な場所等についてでございますが、現在、村のほうで設置しております駐輪場は川辺沖駅並びに泉郷駅に駐輪場を設置してございます。

ご覧になった方はお分かりかと思いますが、そこには大量の放置自転車がございまして。明らかに乗っていないと分かるものでございまして、そちらのものを、幾ら村の公共の用地に放置されているからといって、現状では村ではそれらを撤去することはできません。あくまでも所有者があつて所有権というものがある以上、村では勝手に処分することができないということで、今回このような条例を定めさせていただいたというような状況でございます。

4月になると新たな学生さんとかが、新たに自転車を駐輪場のほうに止めたいということですが、その際にも多数、役場のほうにも連絡等がございまして。せっかく通学のために自転車で行っても止める場所がないというような状況をお聞きしておりますので、そのようなことを改善したいということで今回条例を制定させていただきました。

あと、第11条に記載されております設置でございますが、現在、具体的な計画等はございませんが、そのような形で設置を進めることができるということでの制定でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 玉川村自転車等放置防止条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第5号 玉川村観光物産協会運営資金貸付条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長、溝井浩一君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 溝井浩一君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） それでは、議案第5号についてご説明させていただきます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） よろしくご審議、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

1番、須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 今回の貸付条例が何で必要になったのかなということで質問しようと思ったのですが、今、観光事業等の新規事業をやるということでそれは理解できました。

ただ、今回は補助金を使ってやるということなんですが、これは補助金は初年度だけで、

その後は自前でやるというようなことになるんだろうと思います。そのための、その後の運転資金というか、そういう意味で貸付けを受けようというそういうことなんですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

現在、モデル事業ということで受けているんですけども、これについては種類によって再度手を挙げまして活用する考えで、今、役員会、理事会のほうで詰めているところなんですけれども、現在の部分については補助金が当然入ってくると。今後また新たなものを製作して進んでいくというようなことで、随時、開発や販路拡大を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 令和元年度には490万、2年度は760万、今年についてはまだ計画ということで875万、村からの補助金が支給されておりますが、これらの使い道については妥当性を検証していますか。お尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の質問にお答えいたします。

村から補助金をいただいている中身でございますが、現在、協会で2名の職員を採用しております。2名の職員が大部分で、そのほかにつきましては事務費、パソコン等の事務費と、宣伝、広告等の費用、出張費用ということで、それらの含めた部分での補助金でございます。中身については協会等の監査のほうで監査をいただきまして実施しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 3回目です。

イベントやいろんな事業で活性化することも大賛成ですし、必要な資金を融資するということも賛成します。

でも、この条例の中で償還期限が8年以内ということであるんですけども、二、三年で

回収して償還するような企画でないと、経営とか運営に緊張感がないと思います、8年は長過ぎると思います。そういったことを考えていかないと、借金を返すために借金をして、しまいには補助金で返済するなどというようなことも別な面で見受けられることもありますので、その辺は慎重にしなければならぬと思うんです。

この後に、規則の中はちょっと分からないんですが、やっぱり限度額とかあるいは審査とか、あるいは報告とかそういった部分も明確でない、もう少し検討したほうがいいんじゃないかとそのように思います。どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 1番、須藤議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の条例を定めまして、貸付金ということで支出がされます。貸付金につきましては決まりがございまして、予算上の歳出については地方自治法規則第15条第2項によって節が決められております。その中身を見ますと、地方公共団体が公益上必要のある場合、特定行政の目的を遂行するため個人団体に貸付けすることができます。貸付けを受けますと、公共団体から交付金を頂いておりますので、監査の項目になりますので、村の監査を受けることになりますので、そのような取扱いをしていきたいなと思っております。

現在、農政部門としましては家畜導入関係の、牛の貸付けと全く同じような、貸付金と同じになりますので監査対象物件となります。

なお、一応長い期間を定めましたが、早く償還できるようにという考えでは事業は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

限度額についても、その発注するもの自体、満額ではなくて、必要に応じてということで、今回も金額についていろいろ議論はしたんですけども、あまり借りてしまっても返すのにも大変だというのは先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。必要最小限の借入れをするという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この条例制定された場合に、先々の懸念をするので伺います。

まず、このような条例の類例はあるんでしょうか。

それと、理事会、役員会の議決による要請に基づく条例制定の上程ですか。

3つ目、貸付金予算が際限なく組まれることを防止するため、融資限度額を設定すべき

ではないでしょうか。これは1番議員と重複します。

それから4つ目、貸付金返済が滞ったらどのような対応になるのでしょうか。また、返済不能となった場合の責任は誰になるのでしょうか。もちろん理事さん、役員さんでしょうか。

5つ目、執行機関である理事会、役員会に村長が名を連ねるのはいかがなものでしょうか。これは意のままになると誤解を招きかねませんので。

以上、5つに対してお答え願います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

貸付金の例があるかということなんですけれども、まず1つ、産業振興課、農政部門におきましては、村の家畜導入事業によりまして貸付けする部分の条例と、あと同じく肉用牛貸付事業ということで実施している事業がございます。どちらも利益を生む事業としてやっております。そのほか、無償でありますと、最近ですと奨学資金の貸与条例ということで貸付けをしてというようなことで、現在、村ではこの3件になるのかなと思っております。例については以上でございます。

あと、2つ目の理事会、役員会等の決議でございますが、役員会、理事会でもんで今後の村のPRをどうするかということで、開発、そして、そういう補助事業ないかということで出されまして、そこで決議をしまして、さるなし6次化商品開発検討部会というのを立ち上げまして、そこで議論をしまして、今回製品化、試作品ではございますが製品化にしようということで決議されて行っているものでございます。

あと、3番目が貸付金の限度額でございますが、先ほど1番議員もございましたが、一応予算の範囲内ということにはしてあるんですけれども、先ほど述べたように、大きなお金を使わないで実施していきたいと考えております。

あと、今回貸倒れというか、返済ができないというようなことのないように、金額についても最低限に抑えまして、発注をしながら販売をしていくと。そこら辺を見ながら、先ほど提案理由の中でも申し上げましたが、原価を下げるにはある程度の量を生産しないと価格が上がってしまう、作っても売れないというような状況も出てきますので、そこら辺を見据えながら、特にかかるとはパッケージ、化粧箱ですか、箱の印刷物が大きくのしかかる部分がございますので、そこら辺を注意しながら事業を展開していきたいと思っております。

5つ目の、今回協会のほう立ち上げまして、3年でございます。立ち上げの中についても、

村長が今、役員で入っていますが、任期が終わると次期に別な方を入れる予定で、一応任期まで現在村長が入っているというような状況でございます。今後はそこからは抜けるというような考えで今、進んでおります。

2番目の条例の制定に当たって、理事会、役員会のほうで決議しまして、今回の上程というふうになります。大変失礼しました。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 理事会、役員会、たしか総会の資料を私、頂きまして、その中にはたしか理事6名、幹事が2名でありましたよね。理事6名の中に石森春男村長の名前がありましたよね。当然これは理事さんですから執行機関でありますよね。返済が滞りましたら当然、これは理事さんが責任を負って返済を充てるというふうに、これは理解されると思うんですが、先ほどの新商品の開発ということで、かめまんさんに頼んだということでありましたよね。でも、こういうことはこぶしの里でいいんじゃないでしょうかね、販売したりするのは。それを観光物産協会のほうで後押しするという形でよろしいんじゃないでしょうか。

それから、県の補助があるというふうなことで、行く行くは自立を図る、要は任意団体ですから大きな補助金を得て運営してきたわけでしょう。そこに今度は営利団体になるわけですよ。要するに利益を目的とするような組織になる、営利団体になっていくわけですよ。これは当然、いつかは離れていかなければならないと思いますよね。

そういうような中で、この貸付金がうまく返済されればいいんですが、焦げついて返済、最後はできなくなる可能性が往々にしてあるんですね。だから、僕はその辺のことを危惧しまして聞いているんですが、当然これは、債務不履行になったら理事さん全員が責任を負うというふうなことでよろしいんですね。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 6番、小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光物産協会につきましては29年12月に設立をされておりますので、村を挙げての観光物産協会の設立ということでありましたので、村内のいろんな団体の代表の方、村長も含めまして、役員として、まずは立ち上げてこれまで取り組んできているところでございますが、まだまだ組織として脆弱なところがございますので、例えば今、議員もおっしゃられたとおり、任意の団体として行っておりますので、これですと本当にその体制、組織体制と

してはかなり脆弱という発言をいたしました。これをいかにして強力にしていくか、強い組織にしていくかということが必要だと思いますから、例えばその任意の団体から、これから社団法人になるのか財団法人になるのかという検討は必要になってまいりますけれども、そういうしっかりとした組織にしていく必要があるということで考えております。

そのためには、やっぱり一定程度の財政的な基盤という部分も必要になってきますので、それに向けましていろいろな取組をしていきたいとこのように思っております。今のままですと、任意の団体でございますのでその責任は会長という形になってしまいますので、個人的な資金という形になってしまいますから、そうではなくて、財団法人、社団法人にすることによって、組織としての財務的な責任という形で進めていければというふうに考えております。

あともう一つは、観光と物産という視点で、物産という部分につきましてはやっぱり収益的の事業ということが必要になってまいりますから、それは何かというと、村の特産品の販路を拡大していくとか、特産品のものを作っていく、それは単なる1次産業的なものももちろんそうなんです。それを活用した6次化製品を作って、それを特産品として売っていくという部分も当然出てくるかと思っておりますので、そういう取組が必要になってきます。

あともう一つ、観光という部分につきましては、これはどちらかといいますと村の特徴という部分について発信していくというものでありますから、いろんな政策と重なる部分が多くなると思っておりますので、どちらかといいますと行政の補完的役割をしていただくということも想定しております。そういう意味でまずは、今、これから3年なら3年後の形を見据えた中におきまして、しっかりとそういう財務体質をつくっていくためには、一定程度の事前資金を使うことによって、それを活用する中で体制の強化を図っていくということが必要になってくるかなとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私、先ほども聞いた中で、この職域、こういうふうな新商品を開発して作って売るとはこぶしの里でもいいんじゃないでしょうかと聞いていますよね、いかがでしょうか。まず聞きます、3回か4回、許されると思っております。

それと、返済債務責任者が今、会長と言われましたよね。会長はこのこと了解しているのでしょうか。

それと、私が役員、理事さんに聞いたところ、このことを知らない方がいるのです。理

事会の議決要るというのだけれども、それだとちょっと食い違いあるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 今回、この貸付金の条例の制定に当たりましては、観光物産協会からの要望という部分もあって、それを踏まえた上でとして条例化したというところでございます。

もう一つ、あくまでも任意の団体の代表という形になってまいりますので、その責任という部分につきましては、代表者という形になりますので、先ほど産業振興課長も申し上げましたとおり、そうならないように村といたしましてもしっかりと運営面に対してアドバイスもしていきたいと思っておりますし、人的な部分に対する支援という部分でもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 6番、小林議員からの質問で、加工場のほうにできないかということで、加工場のほうも検討はしました。先ほど言いましたように数多く作る、いいものを作るということで、それはちょっとできないということで、各企業10社ほど当たりました。その中で手を挙げてくれたのがかめまんさんで、一応研究しましょうということで、ピューレとさるなしの粉末ですか、その量をうまく調合しながら今回の製品になりました。加工場でもできれば一番安くいいんですけども、大量生産となるとなかなかできないという部分がございます、今回補助金を使ったわけなんですけれども、県のほうでもオーケーということでスタートをさせていただきました。

以上でございます。

○6番（小林徳清君） 議長、私の質問とちょっと答弁が違います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大変すみません。

販売については、今回、3月から試作するのも、販売はこぶしの里を予定しております。

販売についてはお願いする予定であります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 先ほど小林議員の質問で、5番目の理事会、役員会で村長が理事長と

なっていると。適当な時期に理事長を抜ける予定であるという答弁があったんですが、この条例の6条、7条、8条を見ますと、必要な書類を村長に提出しなければならない、村長はということがありまして、最初から村長に届けなければいけないことがあるのに、理事長である村長に届けるという双方代理のような、お互い同じ人なのに1つのことを同じ人に届けるということはちょっと考えられないのかなと思うので、この条例が制定された時点で、本来であれば理事長を抜けていただくのが一番妥当ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 2番、林議員のご質問でございますが、玉川村観光物産協会の会長については一般の方で、車田幸司さんがなっております。各理事のほうから選ばれてきたものでありまして、村長がなっているわけではございませんので、協会についての代表者は車田さんということになっておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 運営資金の件でございますが、先ほど若干説明ありましたが、しっかりした取組内容が必要であるというように考えます。現段階で令和3年度についてはその取組内容はもうできているであろうということが考えられますので、今段階で分かっている部分でお答え願いたいと思います。

それから、こちらの限度額、範囲内というような表現されていますが、限度額、最高が200万というふうに言っていたのですが、限度が幾らで、今回令和3年度については幾らを想定して、貸付期間がどのくらいの期間なのか、現段階で分かっていたらお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 7番、大和田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

令和3年度の事業としましては、ただいま申し上げましたさるなしの6次化の関係と、マルシェを行いたい。マルシェというのは市場でございますが、市場、トラック市場とかそういうものを観光物産協会が中心になりまして会員に呼びかけて行いたいと思っております。

さるなしについてもうまく軌道に乗れば、別な、ブルーベリーとかいろいろなものを使いながら展開していくという考えでおります。

そのほか、この貸付金、2番目にありました貸付金につきましては、一応附則をつくりまして進めていきたいと考えております。

まず、貸付金の期間でございますが、最高8年ということで予定していますが、据置き3年の返済5年、計8年という最長の期間にすれば8年というようなところがございます。

あと、ございました貸付金の額でございますが、200万ということで、一般会計のこれから審議されます当初予算のほうに計上しておるところでございます。今回、玉川村観光物産協会から12月22日に要望ということで、令和3年度の事業展開に当たっての最低限かかる経費については提示されまして、その中で200万というような限度を今回予算のほうに計上した中身になっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 先ほど大変失礼いたしました。

理事ということは役員ですので、やはり考えとしては同じなのではないかと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 2番、林議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問ですと、双方代理という部分においては問題でないかということなんですが、今回につきましては、村のトップは言うまでもなく村長でございますが、観光物産協会のほうの会長という部分におきまして、車田氏が会長になっておりますので、そういう意味での双方代理という部分については特に問題ないのかなと思っております。

あと、任意の段階という部分ですので、あくまでも会長という責任の中で、当然その団体の中での意思決定の中につきましては、それは役員の方を交えていろいろ議論をされるかと思うんですが、最終的な部分については会長の責任における申請等々になるかと思っておりますので、特に双方代理という部分につきまして支障はないのかなというふうに判断しております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私は、この玉川村観光物産協会はもろもろの振興発展を目的とする任意の補助団体であり、目的に沿って補助金の増減で運営されるべきで、今回上程された条例の制定によって運営資金貸付けとなれば、補助金を二重の資金の供与となりかねず、返済債務に懸念を感じるもので、先々に禍根を残さないためにも反対するものであります。

反対です。

○議長（須藤利夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） この案件については、これは生産者、それからふるさと納税者の協力を基に、今後やはり玉川村の名産としてPRするためにも、これは賛成しなくてはならないと思います。

賛成討論を終わります。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第5号 玉川村観光物産協会運営資金貸付条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（須藤利夫君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第6号 玉川村学校給食センター設置条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

教育課長、須釜信一君。

〔教育課長 須釜信一君登壇〕

○教育課長（須釜信一君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○教育課長（須釜信一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 玉川村学校給食センター設置条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第7号 玉川村課設置条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長（塩澤理博君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（塩澤理博君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 玉川村課設置条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第8号 玉川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長（塩澤理博君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○総務課長（塩澤理博君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 玉川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第9号 玉川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、塩田敦君。

〔住民課長 塩田 敦君登壇〕

○住民課長（塩田 敦君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 玉川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第10号 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、塩田敦君。

〔住民課長 塩田 敦君登壇〕

○住民課長（塩田 敦君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第11号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、塩田敦君。

〔住民課長 塩田 敦君登壇〕

○住民課長（塩田 敦君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第12号 玉川村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 玉川村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第13号 玉川村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第13号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 玉川村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第11、議案第14号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第12、議案第15号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長（塩澤理博君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（塩澤理博君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 公募によらない選定ということが村の条例であるんですが、そうすると、継続する7つのこの施設の、名称がある施設については公募によらない施設であると考えていいのでしょうか。

それと、今回2つの消防屯所、新規で指定するという事なんですが、新設の建物だけで、ほかの屯所については指定はしないということと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります、今回継続する7つの施設については公募しない施設ということでの位置づけであります。

さらに、今回2つの消防屯所を新規として指定したいということで提案しておりますが、これについては、いずれも玉川村が建築し取得したものということでの指定管理者を選定したいということでございます。

さらに、村が取得した消防屯所については既に指定管理者の指定をしているところであります。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第13、議案第16号 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第8号）

についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長（塩澤理博君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（塩澤理博君） 以上、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 28ページ、先ほども説明ありましたが、再度伺いますが、説明の中の、

27繰出金です。農業集落排水事業特別会計繰出金、当初9,387万2,000円に対して5,130万3,000円の減となっていますが、これはなぜなのか。

それと、30ページですか、道路橋梁費、この節の12から16、委託料です、説明の中では社会資本整備総合交付金事業委託となっていて、当初4,100万円となっていますが、今回4,080万の減なんです。これほどの減はなぜなのか。

それから、14の工事請負費、これ当初は1億3,600万組まれていますね。たしか中-16号改良工事だと思いました、300メートルというふうに私の質問に答えてくれていましたが、今回4,515万9,000円補正が組まれています。これはどうしてなのか。

それから16です。公有財産購入費、8,100万円ほど補正されましたが、社会資本整備総合交付金事業、これらはなぜ増になるのか。これは土地なのかもしれませんが、もし土地ならば地目、面積。単価まではもし分かれば。

それと、31ページであります。次のページです。

その中の住宅費であります、節で委託料になっています、この立木伐採業務委託料110万、大きな金額、立木伐採で組まれています、これはどこで何を、作業内容などをお聞かせください。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の質問でございますが、まず28ページの5目農地建設費の27節繰出金、三角の5,130万3,000円減額の理由でございますが、後ほど農業集落排水事業特別会計の補正予算のほうでもご説明しようと思っておりましたが、今般、台風19号で被災した竜崎処理場の災害復旧に係る補助金が国のほうで確定しまして、その補助金が収入として見込めることになりました。その収入分に見合って繰出金のほう、減額したものでございます。

続きまして、30ページ、土木費、土木橋梁費の中の道路新設改良費の増減の主な理由でございますが、まず、12の委託料の減額の主な理由でございますが、当初、中-16号線の法線でかなりの土量が出てきたことで、その土の分析調査等に要する経費を多く見積もっておったところなんです、法線が変わりましてその分の経費が減額になっているところでございます。

また、今般、国の2次補正でこの地方特定道路に関する追加の予算措置がございまして、それらについて工事請負費を増額してございます。

16番の公有財産購入費につきましては、中-17号線、16号線ではなくて中-17号線の公有財産の購入費を予算計上させてもらってございます。地目と面積等につきましては、現在、

正規の測量、詳細測量をしておりますが、まだ確定した面積はございませんが、概算の予算で取っております。あそこにつきましては主に宅地がメインでございますが、上のほうに行くと一部畑の地目になっている場所がございます。併せてそれらの補償及び賠償金となっております。

31ページの住宅管理費の中の委託料、立木伐採業務委託料につきましては、長内団地にありますケヤキと桜の木の伐採でございます。枯れた小さい木につきましては村の作業員のほうで伐採をして処分のほうをしておりますが、大きな木についてその場ではなかなか倒せなくて、業者の方に大きな機械で切っていただいて、上から順番に伐採するようなことでないと隣の家とかに影響があるというようなことで、業務を委託して伐採するものでございます。

桜の木につきましては、今年、浄化槽のほうに根っこが入ってしまって浄化槽がストップしてしまったというような現象もございまして、今回、ケヤキ1本、桜5本を切るものでございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほどの社会資本整備総合交付金事業委託で、委託料、当初これは4,100万で組んで、今回4,080万円の減なんです。これ20万でできるというふうなことなんですか。そうすると、これは当初かなりの過大予算の計上だったんじゃないでしょうかね、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） 当初予算で取った委託料につきましては議員がおっしゃるとおりなんです。繰越しのほうで委託料のほうを計上しております。それで中-16号線のほうの調査設計、実施設計のほうを計上しています。

今般は当初予算でそれらに係るものをさらに必要だということによって計上したんですが、それがなくなってきたということで減額でございます。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 毎年聞いていることなんです。繰越明許費、7件ありますね、合計4億72万1,000円、この繰越金となるわけは。一つ一つお知らせください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） では、6ページをお開きいただきたいと思います。

地域整備課分に関してご説明を申し上げます。

事業名の震災対策農業水利施設整備事業につきましては、三ツ池の耐震診断に係る分でございます。県からの事業決定の通知が遅れたため発注が1月になってしまいました。1月から短期間では委託のほうに間に合わないというようなことでの繰越しとなります。

2つ飛びまして、緊急浚渫推進事業、こちらにつきましては、境沢川の実施を予定してございますが、測量調査のほうを全て完了してございますが、実施設計のところではしゅんせつが必要な場所、しゅんせつが必要でない場所、あと伐採のみを行う場所とかの、今、色分けの作業を実施しております、それらの分別をしてからの発注になるというようなことでの繰越しでございます。

その下の緊急自然災害防止対策事業につきましては、東側の護岸でございまして、台風19号関連で住宅地のそばの護岸が傷んでいるところの工事でございます。これにつきましては実施設計のほうを組んで発注の準備をしてございますが、業者のほうがなかなか対応が不可能だというようなことで、今後実施設計を組んで発注のほうをしたいと。なるべく早い時期、令和3年の早い時期の発注を予定してございます。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、中-16号線に係る部分でございまして、国の2次補正予算がついたところの事業費が結構大きな金額がつきまして、年度内での執行がなかなか難しいというようなことでの繰越しとなっております。

一番最後の過年補助災害復旧事業につきましては、河川災のところで掘削をしましたところ、岩が出る場所が多数ございまして、そちらで年度内の事業が困難ということでの繰越しとなっております。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 6ページの第2表の2番目でございます。6農林水産費、1農業費、事業名が国営造成施設維持管理適正化事業ということで、これにつきましては事業主体が母畑土地改良区で行っている事業でございまして、石綿管の更新事業でございます。延長が2キロございます。現在、吉地区等行っているんですけども、事業完了していないということで、負担金の請求が来ていないというような状況で繰越しをさせていただきます。

次に、6の農林水産業費、2の林業費、森林再生事業、現在、山小屋地区の水内地内ほか実施しております。そのほか四・新田地区蜂巢地内でございますが、それぞれ12.6ヘクタールと10ヘクタール実施しておりますが、まだ完了していないところで、次年度に繰越ししまし

て事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午後 零時09分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第14、議案第17号 令和2年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和2年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第15、議案第18号 令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第16、議案第19号 令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第17、議案第20号 令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、須田潤一君。

〔地域整備課長 須田潤一君登壇〕

○地域整備課長（須田潤一君） それでは、議案第20号について説明させていただきます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（須田潤一君） よろしくご審議、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第18、議案第21号 令和2年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、須田潤一君。

〔地域整備課長 須田潤一君登壇〕

○地域整備課長（須田潤一君） それでは、議案第21号について説明させていただきます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（須田潤一君） よろしくご審議、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和2年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時35分）